

福島県地域防災計画

(事故対策編)

新旧対照表

令和8年3月

現行

修正案

修正理由

目次
 第7章 大規模な火事災害対策計画
 第1節 大規模な火事災害予防対策
 第2 大規模な火事災害防止のための情報の充実
 2 火災気象情報通報の伝達及び火災警報等

目次
 第7章 大規模な火事災害対策計画
 第1節 大規模な火事災害予防対策
 第2 大規模な火事災害防止のための情報の充実
 2 火災気象__通報の伝達及び火災警報等

名称の修正

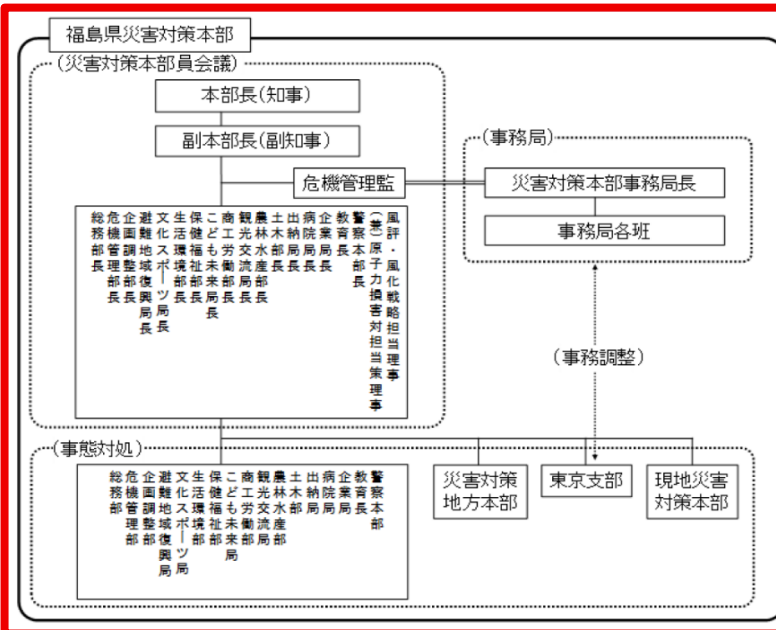
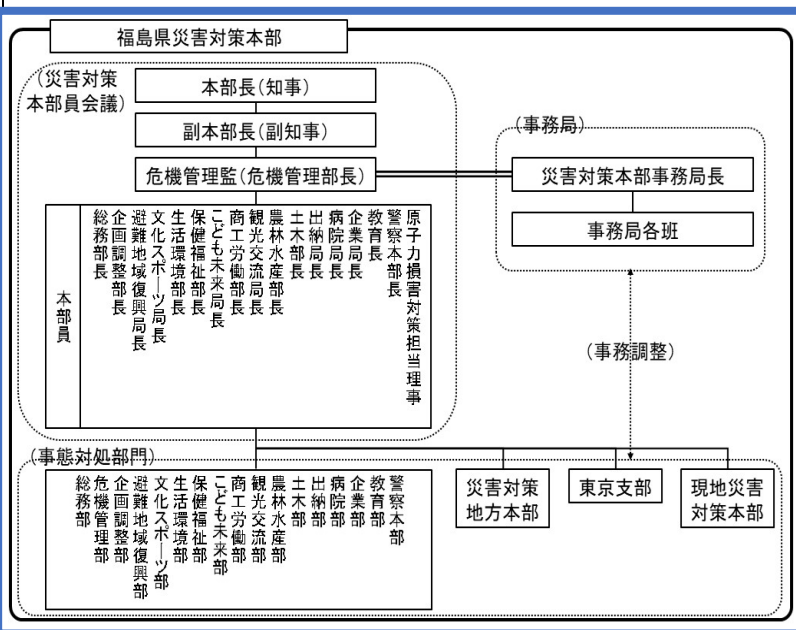
担当部署の記載について

担当部署の記載について

○ 県の災害対応について

○ 県の災害対応について

福島県地域防災計画
 (一般災害対策編)と
 表記の統一のため



第1章 総則
 第1節 計画の目的
 (略)
 なお、この章に定められていない事項については、「一般災害対策編第1章 総則」の定めによるものとする。
 (略)

第1章 総則
 第1節 計画の目的
 (略)
 なお、この章に定められていない事項については、「一般災害対策編第1章」の定めによるものとする。
 (略)

福島県地域防災計画
 (一般災害対策編)と
 表記の統一のため

現行	修正案	修正理由
<p>安部、消防機関等との連携の強化に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 防災訓練の実施</p> <p>県（危機管理総室）、市町村、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編第2章第14節 防災訓練」の定めにより、(略)</p> <p>第4 要配慮者対策</p> <p>県（危機管理総室、生活環境総室、保健福祉部各総室）及び市町村は、「一般災害対策編第2章第9節 避難対策」及び「同章第16節 要配慮者対策」の定めにより、(略)</p> <p>第2節 海上災害応急対策計画</p> <p>第1 災害情報の収集伝達</p> <p>1 県及び県警本部のとりべき措置</p> <p>(1) (略)「一般災害対策編第3章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 警察本部は、「一般災害対策編第3章第13節 災害警備活動及び交通規制措置」に基づき、(略)</p> <p>2 沿岸市町及び防災関係機関のとりべき措置</p> <p>(1) 沿岸市町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編第3章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。</p>	<p>部、消防機関等との連携の強化に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 防災訓練の実施</p> <p>県（危機管理総室）、市町村、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編第2章第14節」の定めにより、(略)</p> <p>第4 要配慮者対策</p> <p>県（危機管理総室、生活環境総室、保健福祉部各総室）及び市町村は、「一般災害対策編第2章第9節」及び「同章第16節」の定めにより、(略)</p> <p>第2節 海上災害応急対策計画</p> <p>第1 災害情報の収集伝達</p> <p>1 県及び県警本部のとりべき措置</p> <p>(1) (略)「一般災害対策編第3章第3節」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 警察本部は、「一般災害対策編第3章第13節」に基づき、(略)</p> <p>2 沿岸市町及び防災関係機関のとりべき措置</p> <p>(1) 沿岸市町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編第3章第3節」の定めにより実施するものとする。</p>	<p>福島県地域防災計画（一般災害対策編）と表記の統一のため</p> <p>福島県地域防災計画（一般災害対策編）と表記の統一のため</p> <p>福島県地域防災計画（一般災害対策編）と表記の統一のため</p>

現行

修正案

修正理由

<p>3 福島海上保安部のとるべき措置</p> <p>(1) 情報収集</p> <p>海上災害の発生が予想されるとき、又は海上災害が発生したときは、関係機関等と密接な連携をとり、情報収集に努めるとともに、<u>巡視船艇及び航空機</u>を活用し、情報収集を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 船舶等への警報等の伝達・通報</p> <p>(略)</p> <p>ウ 大量の油の排出、放射性物質の放出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに<u>巡視船艇</u>による巡回等により速やかに周知するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>3 福島海上保安部のとるべき措置</p> <p>(1) 情報収集</p> <p>海上災害の発生が予想されるとき、又は海上災害が発生したときは、関係機関等と密接な連携をとり、情報収集に努めるとともに、<u>船艇及び航空機等</u>を活用し、情報収集を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 船舶等への警報等の伝達・通報</p> <p>(略)</p> <p>ウ 大量の油の排出、放射性物質の放出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに<u>船艇等</u>による巡回等により速やかに周知するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正による</p>
<p>第2 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1) 災害対策本部の設置前</p> <p>ア 事前配備、警戒配備及び特別警戒配備</p> <p>県は、「<u>一般災害対策編第3章第2節第1 配備基準</u>」に基づき、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たるものとする。</p> <p>また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急</p>	<p>第2 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1) 災害対策本部の設置前</p> <p>ア 事前配備、警戒配備及び特別警戒配備</p> <p>県は、「<u>一般災害対策編第3章第2節第1 _____</u>」に基づき、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たるものとする。</p> <p>また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急</p>	<p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と 表記の統一のため</p>

現行

対策等を円滑に実施するため、警戒配備、特別警戒配備へ移行するとともに、「[一般災害対策編第3章第2節 職員の動員配備](#)」に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

イ 特別警戒本部（特別警戒本部体制）

県は、災害の規模、範囲等から災害対策本部の設置には至らないが、必要と認められたときは、「[一般災害対策編第3章第1節第2 10 福島県特別警戒本部](#)」に基づき特別警戒本部を設置し、「[一般災害対策編第3章第2節第1 配備基準](#)」により特別警戒本部体制をとり、災害情報の収集連絡及び総合的な災害応急対策を行うとともに、「[一般災害対策編第3章第2節 職員の動員配備](#)」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 災害対策本部

ア 災害対策本部の設置

県は、災害の規模又は被害の状況等から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「[一般災害対策編第3章第1節 応急活動体制](#)」に基づき災害対策本部を設置し、国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(略)

なお、災害対策本部事務局については、「[一般災害対策編第3章第1節 応急活動体制](#)」に基づき設置するが、必要となる応急対策活動に即応するために、総括班長を危機管理課長、情報班長を災害対策課長に変更

修正案

対策等を円滑に実施するため、警戒配備、特別警戒配備へ移行するとともに、「[一般災害対策編第3章第2節第2](#)」に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

イ 特別警戒本部（特別警戒本部体制）

県は、災害の規模、範囲等から災害対策本部の設置には至らないが、必要と認められたときは、「[一般災害対策編第3章第1節第2](#)」に基づき特別警戒本部を設置し、「[一般災害対策編第3章第2節第1](#)」により特別警戒本部体制をとり、災害情報の収集連絡及び総合的な災害応急対策を行うとともに、「[一般災害対策編第3章第2節第2](#)」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 災害対策本部

ア 災害対策本部の設置

県は、災害の規模又は被害の状況等から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「[一般災害対策編第3章第1節第2](#)」に基づき災害対策本部を設置し、国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(略)

なお、災害対策本部事務局については、「[一般災害対策編第3章第1節第2](#)」に基づき設置するが、必要となる応急対策活動に即応するために、総括班長を危機管理課長、情報班長を災害対策課長に変更するものと

修正理由

福島県地域防災計画（一般災害対策編）と表記の統一のため

現行	修正案	修正理由
<p>するものとする。ただし、「第8章 林野火災対策計画」は除く。</p> <p>イ 災害対策本部体制 非常配備体制については、「一般災害対策編第3章第2節 職員の動員配備」の配備基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置 このことについては、「一般災害対策編第3章第1節 応急活動体制」を参照するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 相互応援協力</p> <p>(1) 県のとるべき措置 県（危機管理総室）は、大規模な海上災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「一般災害対策編第3章第5節 相互応援協力」により、(略)</p> <p>(2) 沿岸市町のとるべき措置 沿岸市町は、海上災害の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編第3章第5節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。(略)</p> <p>(4) 福島海上保安部のとるべき措置</p> <p>(略)</p>	<p>する。_____</p> <p>イ 災害対策本部体制 非常配備体制については、「一般災害対策編第3章第2節第1」の配備基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置 このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第2」を参照するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 相互応援協力</p> <p>(1) 県のとるべき措置 県（危機管理総室）は、大規模な海上災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「一般災害対策編第3章第5節 _____」により、(略)</p> <p>(2) 沿岸市町のとるべき措置 沿岸市町は、海上災害の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編第3章第5節 _____」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。(略)</p> <p>(4) 福島海上保安部のとるべき措置</p> <p>(略)</p>	<p>事務の適正化のため</p> <p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と 表記の統一のため</p> <p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と 表記の統一のため</p>

現行

修正案

修正理由

<p>イ 関係機関等への支援活動</p> <p>(ア) 緊急輸送</p> <p>県（危機管理総室）、関係市町等から負傷者、避難者、救助・救急要員、医師等の人員又は必要な機材、物資等の緊急輸送について、要請があったとき又は必要と認めるときは、航空機及び<u>巡視船艇</u>により輸送を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 県及び関係市町等の応急対策への支援</p> <p>県（危機管理総室）及び関係市町等から陸上における救助・救急活動等についての支援の要請や医療活動 場所・災害応急対策の従事者の宿泊場所としての<u>巡視船艇</u>の提供の要請があったときは、海上における災害応急対策に支障をきたさない範囲において、これらを行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 自衛隊の災害派遣</p> <p>(1) 県（危機管理総室）のとりべき措置</p> <p>(略)「<u>一般災害対策編第3章第8節 自衛隊災害派遣</u>」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動</p> <p>1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動</p> <p>(1) 沿岸市町は、「<u>一般災害対策編第3章第7節 救助・救急</u>」及び「<u>同章第11節 医療（助産）救護</u>」の定めにより、(略)</p>	<p>イ 関係機関等への支援活動</p> <p>(ア) 緊急輸送</p> <p>県（危機管理総室）、関係市町等から負傷者、避難者、救助・救急要員、医師等の人員又は必要な機材、物資等の緊急輸送について、要請があったとき又は必要と認めるときは、航空機及び<u>船艇等</u>により輸送を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 県及び関係市町等の応急対策への支援</p> <p>県（危機管理総室）及び関係市町等から陸上における救助・救急活動等についての支援の要請や医療活動 場所・災害応急対策の従事者の宿泊場所としての<u>船艇等</u>の提供の要請があったときは、海上における災害応急対策に支障をきたさない範囲において、これらを行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 自衛隊の災害派遣</p> <p>(1) 県（危機管理総室）のとりべき措置</p> <p>(略)「<u>一般災害対策編第3章第8節 _____</u>」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動</p> <p>1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動</p> <p>(1) 沿岸市町は、「<u>一般災害対策編第3章第7節 _____</u>」及び「<u>同章第11節 _____</u>」の定めにより、(略)</p>	<p>防災基本計画の修正による</p> <p>福島県地域防災計画（一般災害対策編）と表記の統一のため</p> <p>福島県地域防災計画（一般災害対策編）と表記の統一のため</p>
---	--	---

現行	修正案	修正理由
<p>(3) 警察本部は、「一般災害対策編第3章第13節 災害警備活動及び交通規制措置」に基づき、(略)</p> <p>(4) 福島海上保安部は、船舶の遭難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等により、捜索活動を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 消火活動</p> <p>(略)</p> <p>(6) 福島海上保安部</p> <p>ア 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇等によりその消火を行うものとする。また、必要に応じて消防機関等関係機関に対し、応援を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5 交通規制措置</p> <p>このことについては、「一般災害対策編第3章第13節第2 交通規制措置」を参照するものとする。</p> <p>第6 危険物等の大量流出に対する応急措置</p> <p>(略)</p> <p>4 福島海上保安部のとるべき措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 巡視船艇及び航空機等により排出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、原因者に対し防除作</p>	<p>(3) 警察本部は、「一般災害対策編第3章第13節」に基づき、(略)</p> <p>(4) 福島海上保安部は、船舶の遭難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇及び航空機等により、捜索活動を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 消火活動</p> <p>(略)</p> <p>(6) 福島海上保安部</p> <p>ア 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに船艇等によりその消火を行うものとする。また、必要に応じて消防機関等関係機関に対し、応援を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5 交通規制措置</p> <p>このことについては、「一般災害対策編第3章第13節第2」を参照するものとする。</p> <p>第6 危険物等の大量流出に対する応急措置</p> <p>(略)</p> <p>4 福島海上保安部のとるべき措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 船艇及び航空機等により排出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、原因者に対し防除作業に</p>	<p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と 表記の統一のため</p> <p>防災基本計画の修正による</p> <p>防災基本計画の修正による</p> <p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と 表記の統一のため</p> <p>防災基本計画の修正による</p>

現行	修正案	修正理由
<p>業について必要な指導を行うものとする。</p> <p>(2) 緊急に防除措置を講ずる必要があると認められるときは、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は<u>巡視船艇</u>等により応急の防除措置を行うものとする。</p> <p>(3) 前記(1)、(2)の措置を講じた上で、さらに排出油等が沿岸に漂着又はそのおそれがあるときは、自ら防除を行う等被害を最小限にくい止める措置を講ずるとともに、<u>防災</u>協議会に総合調整本部を設置し、排出油等の状況把握及び災害状況の調査、情報収集を行い、原因者、指定海上防災機関等を含め対策について協議調整を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 関係団体等のとるべき措置</p> <p>(1) 排出油等の防除</p> <p>福島県漁業協同組合連合会等の<u>防災</u>協議会会員は職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画する。</p> <p>(略)</p> <p>第7 ボランティアとの連携</p> <p>このことについては、「<u>一般災害対策編第3章第23節 ボランティアとの連携</u>」を参照するものとする。</p> <p>第9 二次災害の防止（福島海上保安部）</p> <p>1 海難の発生等により、船舶交通の危険が生じ、又は<u>生ずる</u>おそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止するものとする。</p>	<p>業について必要な指導を行うものとする。</p> <p>(2) 緊急に防除措置を講ずる必要があると認められるときは、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は<u>船艇</u>等により応急の防除措置を行うものとする。</p> <p>(3) 前記(1)、(2)の措置を講じた上で、さらに排出油等が沿岸に漂着又はそのおそれがあるときは、自ら防除を行う等被害を最小限にくい止める措置を講ずるとともに、<u>防除</u>協議会に総合調整本部を設置し、排出油等の状況把握及び災害状況の調査、情報収集を行い、原因者、指定海上防災機関等を含め対策について協議調整を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 関係団体等のとるべき措置</p> <p>(1) 排出油等の防除</p> <p>福島県漁業協同組合連合会等の<u>防除</u>協議会会員は職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画する。</p> <p>(略)</p> <p>第7 ボランティアとの連携</p> <p>このことについては、「<u>一般災害対策編第3章第23節</u>」を参照するものとする。</p> <p>第9 二次災害の防止（福島海上保安部）</p> <p>1 海難の発生等により、船舶交通の危険が生じ、又は<u>生じる</u>おそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正による</p> <p>名称の修正</p> <p>名称の修正</p> <p>福島県地域防災計画（一般災害対策編）と表記の統一のため</p> <p>防災基本計画の修正による</p>

現行	修正案	修正理由
<p>2 海難船舶又は漂流物、沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は<u>生ずる</u>おそれがあるときは、必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去等船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるよう命令又は勧告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 海上災害復旧対策計画</p> <p>復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「<u>一般災害対策編第4章 災害復旧計画</u>」の定めによるものとする。</p>	<p>2 海難船舶又は漂流物、沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は<u>生じる</u>おそれがあるときは、必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去等船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるよう命令又は勧告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 海上災害復旧対策計画</p> <p>復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「<u>一般災害対策編第4章</u>」の定めによるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正による</p> <p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と 表記の統一のため</p>

現行	修正案	修正理由
<p>第3章 航空災害対策計画</p> <p>第1節 航空災害予防対策計画</p> <p>第1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</p> <p>1 防災情報通信網等の整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 上記のほか、「<u>第2章第1節第2 1 防災情報通信網等の整備(2)及び(3)</u>」を参照するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 応援協力体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 上記のほか、「<u>第2章第1節第2 2 応援協力体制の整備(2)及び(3)</u>」を準用するものとする。</p> <p>4 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護</p> <p>(略)</p> <p>(2) 上記のほか、「<u>第2章第1節第2 3 救助・救急及び医療（助産）救護(2)及び(3)</u>」を参照するものとする。</p> <p>5 消防力の強化</p> <p>(1) 福島空港事務所のとりべき措置</p> <p>福島空港等において発生した航空災害による被害の拡大を最小限に留めるため、化学消防車等の消防用機械・資機材及び「福島空港緊急時計画 11(1)」に定める、消火救難用資機材の整備を促進するとともに、消防活動について、<u>平常時</u>から消防機関等との連携強化に努める</p>	<p>第3章 航空災害対策計画</p> <p>第1節 航空災害予防対策計画</p> <p>第1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</p> <p>1 防災情報通信網等の整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 上記のほか、「<u>第2章第1節第2 1 (2)及び(3)</u>」を参照するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 応援協力体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 上記のほか、「<u>第2章第1節第2 2 (2)及び(3)</u>」を準用するものとする。</p> <p>4 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護</p> <p>(略)</p> <p>(2) 上記のほか、「<u>第2章第1節第2 3 (2)及び(3)</u>」を参照するものとする。</p> <p>5 消防力の強化</p> <p>(1) 福島空港事務所のとりべき措置</p> <p>福島空港等において発生した航空災害による被害の拡大を最小限に留めるため、化学消防車等の消防用機械・資機材及び「福島空港緊急時計画 11(1)」に定める、消火救難用資機材の整備を促進するとともに、消防活動について、<u>平時</u>から消防機関等との連携強化に努めるも</p>	<p>福島県地域防災計画（一般災害対策編）と表記の統一のため</p> <p>防災基本計画の修正による</p>

現行	修正案	修正理由
<p>ものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 防災訓練の実施</p> <p>県(危機管理総室)、市町村及び防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編第2章第14節 防災訓練」の定めにより、(略)</p> <p>第2 要配慮者対策</p> <p>このことについては、「第2章第1節第4 要配慮者対策」を参照するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 航空災害応急対策計画</p> <p>第1 災害情報の収集伝達</p> <p>1 福島空港事務所(空港管理者)のとりべき措置</p> <p>福島空港事務所は、福島空港等において航空災害が発生したときは、「福島空港緊急時計画 5 連絡通報体制」に定める、(略)</p> <p>2 県及び警察本部のとりべき措置</p> <p>(1) 県(危機管理総室、河川港湾総室)は、航空災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「航空災害情報伝達系統(別図1)」に基づき関係機関に伝達するとともに、「一般災害対策編第3章第3節災害情報の収集伝達」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 上記のほか、「第2章第2節第1 1 県及び警察本部のとりべき措置(4)及び(5)」を参照するものとする。</p>	<p>ものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 防災訓練の実施</p> <p>県(危機管理総室)、市町村及び防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編第2章第14節」の定めにより、(略)</p> <p>第2 要配慮者対策</p> <p>このことについては、「第2章第1節第4」を参照するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 航空災害応急対策計画</p> <p>第1 災害情報の収集伝達</p> <p>1 福島空港事務所(空港管理者)のとりべき措置</p> <p>福島空港事務所は、福島空港等において航空災害が発生したときは、「福島空港緊急時計画 5」に定める、(略)</p> <p>2 県及び警察本部のとりべき措置</p> <p>(1) 県(危機管理総室、河川港湾総室)は、航空災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「航空災害情報伝達系統(別図1)」に基づき関係機関に伝達するとともに、「一般災害対策編第3章第3節第2」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 上記のほか、「第2章第2節第1 1」を参照するものとする。</p>	<p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と 表記の統一のため</p> <p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と 表記の統一のため</p> <p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と 表記の統一のため</p>

現行	修正案	修正理由
<p>3 市町村及び防災関係機関のとりべき措置</p> <p>(1) 及び「<u>一般災害対策編第3章第3節災害情報の収集伝達</u>」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1) 災害対策本部の設置前</p> <p>ア 福島空港等における航空災害の場合</p> <p><u>(7) 福島県航空機事故対策本部及び航空機事故対策現地本部</u></p> <p><u>a</u> 福島県航空機事故対策本部</p> <p>知事は、航空災害発生のお知らせを受け、必要と認める場合は、「<u>福島空港緊急時計画 4(3) 事故、爆破等、航空機強取及び不法侵入対策式体制と役割</u>」に基づき福島県航空機事故対策本部を設置するものとする。</p> <p><u>b</u> 航空機事故対策現地本部（合同対策本部）</p> <p>福島空港事務所長は、福島空港等において航空災害が発生したときは、「<u>福島空港緊急時計画 4(3) 事故、爆破等、航空機強取及び不法侵入対策式体制と役割</u>」に基づき、福島空港事務所内に航空機事故対策現地本部を設置するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>3 市町村及び防災関係機関のとりべき措置</p> <p>(1) 及び「<u>一般災害対策編第3章第3節第2</u>」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1) 災害対策本部の設置前</p> <p>ア 福島空港等における航空災害の場合</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(7)</u> 福島県航空機事故対策本部</p> <p>知事は、航空災害発生のお知らせを受け、必要と認める場合は、「<u>福島空港緊急時計画 4(3)</u>」に基づき福島県航空機事故対策本部を設置するものとする。</p> <p><u>(1)</u> 航空機事故対策現地本部（合同対策本部）</p> <p>福島空港事務所長は、福島空港等において航空災害が発生したときは、「<u>福島空港緊急時計画 4(3)</u>」に基づき、福島空港事務所内に航空機事故対策現地本部を設置するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>福島県地域防災計画（一般災害対策編）と表記の統一のため</p> <p>附番の適正化のため</p> <p>福島県地域防災計画（一般災害対策編）と表記の統一のため</p> <p>附番の適正化のため</p> <p>福島県地域防災計画（一般災害対策編）と表記の統一のため</p>

現行	修正案	修正理由
<p>(3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置 このことについては、「一般災害対策編第3章第1節」を参照するものとする。 (略)</p> <p>4 相互応援協力 (1) 県のとるべき措置 このことについては、「第2章第2節第25(1)」を参照するものとする。</p> <p>5 自衛隊の災害派遣 県（危機管理総室）は、航空災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために市町村から要請があり、かつ必要と認める場合は、「一般災害対策編第3章第8節 自衛隊災害派遣」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。(略)</p> <p>第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動 1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動 (1) 福島空港等における航空災害の場合 (略) (2) (1)を除く地域における航空災害の場合 ア 警察本部は、「一般災害対策編第3章第13節 災害警備活動及び交通規制措置」に基づき、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。(略)</p>	<p>(3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置 このことについては、「一般災害対策編第3章第1節第2」を参照するものとする。 (略)</p> <p>4 相互応援協力 (1) 県のとるべき措置 このことについては、「第2章第2節第25(1)」を準用するものとする。</p> <p>5 自衛隊の災害派遣 県（危機管理総室）は、航空災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために市町村から要請があり、かつ必要と認める場合は、「一般災害対策編第3章第8節」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。(略)</p> <p>第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動 1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動 (1) 福島空港等における航空災害の場合 (略) (2) (1)を除く地域における航空災害の場合 ア 警察本部は、「一般災害対策編第3章第13節」に基づき、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。(略)</p>	<p>福島県地域防災計画 （一般災害対策編）と表記の統一のため</p> <p>表現の修正</p> <p>福島県地域防災計画 （一般災害対策編）と表記の統一のため</p> <p>福島県地域防災計画 （一般災害対策編）と表記の統一のため</p>

現行

修正案

修正理由

<p>イ 市町村は、「一般災害対策編第3章第7節 救助・救急」及び「同章第11節 医療（助産）救護」の定めにより、（略）</p> <p>エ 福島海上保安部は、船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等により、捜索救助を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第4 交通規制措置 （略）「福島空港緊急時計画 6 出勤・アクセス体勢」に基づき、交通規制等を実施するものとする。</p> <p>第5 災害広報 （略）「一般災害対策編第3章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。（略）</p>	<p>イ 市町村は、「一般災害対策編第3章第7節」及び「同章第11節」の定めにより、（略）</p> <p>エ 福島海上保安部は、船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇及び航空機等により、捜索救助を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第4 交通規制措置 （略）「福島空港緊急時計画 6」に基づき、交通規制等を実施するものとする。</p> <p>第5 災害広報 （略）「一般災害対策編第3章第6節」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。（略）</p>	<p>福島県地域防災計画（一般災害対策編）と表記の統一のため</p> <p>防災基本計画の修正による</p> <p>福島県地域防災計画（一般災害対策編）と表記の統一のため</p> <p>福島県地域防災計画（一般災害対策編）と表記の統一のため</p>
---	--	--

現行	修正案	修正理由
<p>第4章 鉄道災害対策計画 第1節 鉄道災害予防対策 (略)</p> <p>第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>1 防災情報通信網等の整備</p> <p>(1) 鉄道事業者は、「<u>一般災害対策編第3章第20節第5-1 鉄道施設（東日本旅客鉄道（株）応急対策</u>」及び「<u>同節第5-2 鉄道施設（その他の民友鉄道事業者）応急対策</u>」の定めにより、(略)</p> <p>2 応援協力体制の整備</p> <p>(1) (略)「<u>一般災害対策編第2章第1節第5 応援協力体制の整備</u>」の定めにより、(略)</p> <p>3 救助・救急及び医療（助産）救護</p> <p>(1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制整備に努めるとともに、救助・救急及び医療（助産）救護活動について、<u>平常時</u>から消防機関及び医療機関との連携を強化しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 消防力の強化</p> <p>(1) 鉄道事業者のとりべき措置</p> <p>火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防活動について、<u>平常時</u>から消防機関等との連携強化に努めるものとする。</p>	<p>第4章 鉄道災害対策計画 第1節 鉄道災害予防対策 (略)</p> <p>第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>1 防災情報通信網等の整備</p> <p>(1) 鉄道事業者は、「<u>一般災害対策編第3章第20節第5-1</u>」及び「<u>同節第5-2</u>」の定めにより、(略)</p> <p>2 応援協力体制の整備</p> <p>(1) (略)「<u>一般災害対策編第2章第1節第5</u>」の定めにより、(略)</p> <p>3 救助・救急及び医療（助産）救護</p> <p>(1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制整備に努めるとともに、救助・救急及び医療（助産）救護活動について、<u>平時</u>から消防機関及び医療機関との連携を強化しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 消防力の強化</p> <p>(1) 鉄道事業者のとりべき措置</p> <p>火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防活動について、<u>平時</u>から消防機関等との連携強化に努めるものとする。</p>	<p>福島県地域防災計画（一般災害対策編）と表記の統一のため</p> <p>防災基本計画の修正による</p> <p>防災基本計画の修正による</p>

現行	修正案	修正理由
<p>(略)</p> <p>5 防災訓練の実施</p> <p>県（危機管理総室、生活環境総室）、市町村、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編第2章第14節 防災訓練」の定めにより県、市町村、防災関係機関、鉄道事業者及び地域住民等が相互に連携するため、（略）</p> <p>(略)</p> <p>第2節 鉄道災害応急対策計画</p> <p>第1 災害情報の収集伝達</p> <p>1 鉄道事業者のとりべき措置</p> <p>(略)</p> <p>2 県及び警察本部のとりべき措置</p> <p>(1) (略)「一般災害対策編第3章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 市町村及び防災関係機関のとりべき措置</p> <p>(1) 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編第3章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2 活動体制の確立</p> <p>1 鉄道事業者の活動体制</p> <p>(略)「一般災害対策編第3章第20節第5-1 鉄道施設（東日本旅客鉄道（株）応急対策」及び「同節第5-2 鉄道施設（その他の民友鉄道事業者）応急対策」の定めにより、対策本部を設置し、災害の拡大防止のために必要な</p>	<p>(略)</p> <p>5 防災訓練の実施</p> <p>県（危機管理総室、生活環境総室）、市町村、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編第2章第14節」の定めにより県、市町村、防災関係機関、鉄道事業者及び地域住民等が相互に連携するため、（略）</p> <p>(略)</p> <p>第2節 鉄道災害応急対策計画</p> <p>第1 災害情報の収集伝達</p> <p>1 鉄道事業者のとりべき措置</p> <p>(略)</p> <p>2 県及び警察本部のとりべき措置</p> <p>(1) (略)「一般災害対策編第3章第3節第2」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 市町村及び防災関係機関のとりべき措置</p> <p>(1) 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編第3章第3節」の定めにより実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2 活動体制の確立</p> <p>1 鉄道事業者の活動体制</p> <p>(略)「一般災害対策編第3章第20節第5-1」及び「同節第5-2」の定めにより、対策本部を設置し、災害の拡大防止のために必要な</p>	<p>福島県地域防災計画（一般災害対策編）と表記の統一のため</p> <p>福島県地域防災計画（一般災害対策編）と表記の統一のため</p> <p>福島県地域防災計画（一般災害対策編）と表記の統一のため</p>

現行	修正案	修正理由
<p>措置を講ずるものとする。</p> <p>2 県の活動体制 (略)</p> <p>(2) 災害対策本部 ア 災害対策本部の設置 (略)</p> <p>イ 災害対策本部体制 このことについては、「第2章第2節第2 (2) 1」を参照するものとする。</p> <p>(3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置 このことについては、「一般災害対策編第3章第1節 1」を参照するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 相互応援協力 (1) 県のとるべき措置 このことについては、第2章第2節第2 5 (1) を準用するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 自衛隊の災害派遣 県（危機管理総室）は、鉄道災害が発生し、必要があると認めるときは、「一般災害対策編第3章第8節 自衛隊災害派遣」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。</p>	<p>措置を講ずるものとする。</p> <p>2 県の活動体制 (略)</p> <p>(2) 災害対策本部 ア 災害対策本部の設置 (略)</p> <p>イ 災害対策本部体制 このことについては、「第2章第2節第2 2 (2) 1」を参照するものとする。</p> <p>(3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置 このことについては、「一般災害対策編第3章第1節 第2」を参照するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 相互応援協力 (1) 県のとるべき措置 このことについては、「第2章第2節第2 5 (1)」を準用するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 自衛隊の災害派遣 県（危機管理総室）は、鉄道災害が発生し、必要があると認めるときは、「一般災害対策編第3章第8節 1」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。</p>	<p>福島県地域防災計画 （一般災害対策編）と表記の統一のため</p> <p>誤りの修正</p> <p>福島県地域防災計画 （一般災害対策編）と表記の統一のため</p>

現行

修正案

修正理由

<p>第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動</p> <p>(1) (略)「一般災害対策編第3章第20節第5-1 鉄道施設（東日本旅客鉄道（株））応急対策」及び「同節第5-2 鉄道施設（その他の民友鉄道事業者）応急対策」の定めにより、(略)</p> <p>(2) 市町村は、「一般災害対策編第3章第7節 救助・救急」及び「同章第11節 医療（助産）救護」の定めにより、(略)</p> <p>(略)</p> <p>(4) 警察本部は、「一般災害対策編第3章第13節 災害対策活動及び交通規制措置」に基づき、(略)</p> <p>2 消火活動</p> <p>(1) (略)「一般災害対策編第3章第20節第5-1 鉄道施設（東日本旅客鉄道（株））応急対策」及び「同節第5-2 鉄道施設（その他の民友鉄道事業者）応急対策」の定めにより、消防及び救助に関する措置を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5 避難誘導</p> <p>鉄道事業者は、旅客及び公衆等の避難について、「一般災害対策編第3章第20節第5-1 鉄道施設（東日本旅客鉄道（株））応急対策」及び「同節第5-2 鉄道施設（その他の民友鉄道事業者）応急対策」に基づき実施するものとする。</p>	<p>第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動</p> <p>(1) (略)「一般災害対策編第3章第20節第5-1」及び「同節第5-2」の定めにより、(略)</p> <p>(2) 市町村は、「一般災害対策編第3章第7節」及び「同章第11節」の定めにより、(略)</p> <p>(略)</p> <p>(4) 警察本部は、「一般災害対策編第3章第13節」に基づき、(略)</p> <p>2 消火活動</p> <p>(1) (略)「一般災害対策編第3章第20節第5-1」及び「同節第5-2」の定めにより、消防及び救助に関する措置を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5 避難誘導</p> <p>鉄道事業者は、旅客及び公衆等の避難について、「一般災害対策編第3章第20節第5-1」及び「同節第5-2」に基づき実施するものとする。</p>	<p>福島県地域防災計画（一般災害対策編）と表記の統一のため</p> <p>福島県地域防災計画（一般災害対策編）と表記の統一のため</p>
--	---	---

現行

修正案

修正理由

<p>第6 災害広報 (略)「一般災害対策編第3章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。(略)</p> <p>第3節 鉄道災害復旧対策計画 (略)</p> <p>第2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編第4章 災害復旧計画」の定めによるものとする。</p>	<p>第6 災害広報 (略)「一般災害対策編第3章第6節」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。(略)</p> <p>第3節 鉄道災害復旧対策計画 (略)</p> <p>第2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編第4章」の定めによるものとする。</p>	<p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と表記の統一のため</p> <p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と表記の統一のため</p>
---	---	---

現行	修正案	修正理由
<p>第5章 道路災害対策計画</p> <p>第1節 道路災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(略)</p> <p>2 応援協力体制の整備</p> <p>(1) (略)「<u>一般災害対策編第2章第1節第5 応援協力体制の整備</u>」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 救助・救急及び医療（助産）救護</p> <p>(1) 道路管理者は、救助・救急活動について、<u>平常時</u>から消防機関及び医療機関との連携を強化しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 消防力の強化</p> <p>(1) 道路管理者のとりべき措置</p> <p>火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防活動について、<u>平常時</u>から消防機関等との連携の強化をしておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 防災訓練の実施</p> <p>県（道路総室）、市町村、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「<u>一般災害対策編第2章第14節 防災訓練</u>」の定め</p>	<p>第5章 道路災害対策計画</p> <p>第1節 道路災害予防対策</p> <p>(略)</p> <p>第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(略)</p> <p>2 応援協力体制の整備</p> <p>(1) (略)「<u>一般災害対策編第2章第1節第5 _____</u>」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 救助・救急及び医療（助産）救護</p> <p>(1) 道路管理者は、救助・救急活動について、<u>平時</u>から消防機関及び医療機関との連携を強化しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 消防力の強化</p> <p>(1) 道路管理者のとりべき措置</p> <p>火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防活動について、<u>平時</u>から消防機関等との連携の強化をしておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 防災訓練の実施</p> <p>県（道路総室）、市町村、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「<u>一般災害対策編第2章第14節 _____</u>」の定め</p>	<p>福島県地域防災計画（一般災害対策編）と表記の統一のため</p> <p>防災基本計画の修正による</p> <p>防災基本計画の修正による</p> <p>福島県地域防災計画（一般災害対策編）と表記の統一のため</p>

現行	修正案	修正理由
<p>により、(略)</p> <p>第2節 道路災害応急対策計画</p> <p>第1 災害情報の収集伝達</p> <p>(略)</p> <p>2 県及び警察本部のとりべき措置</p> <p>(1) (略)「<u>一般災害対策編第3章第3節 災害情報の収集伝達</u>」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 市町村及び防災関係機関のとりべき措置</p> <p>(1) 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「<u>一般災害対策編第3章第3節 災害情報の収集伝達</u>」の定めにより実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2 活動体制の確立</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害対策本部</p> <p>イ 災害対策本部体制</p> <p>このことについては、「<u>第2章第2節第2 県の活動体制2(2)イ</u>」を参照するものとする。</p> <p>(3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置</p> <p>このことについては、「<u>一般災害対策編第3章第1節</u>」を参照するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>により、(略)</p> <p>第2節 道路災害応急対策計画</p> <p>第1 災害情報の収集伝達</p> <p>(略)</p> <p>2 県及び警察本部のとりべき措置</p> <p>(1) (略)「<u>一般災害対策編第3章第3節</u>」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 市町村及び防災関係機関のとりべき措置</p> <p>(1) 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「<u>一般災害対策編第3章第3節</u>」の定めにより実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2 活動体制の確立</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害対策本部</p> <p>イ 災害対策本部体制</p> <p>このことについては、「<u>第2章第2節第2</u> <u>2(2)イ</u>」を参照するものとする。</p> <p>(3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置</p> <p>このことについては、「<u>一般災害対策編第3章第1節第2</u>」を参照するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と 表記の統一のため</p> <p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と 表記の統一のため</p>

現行	修正案	修正理由
<p>4 相互応援協力 (略) (2) 県のとるべき措置 このことについては、第2章第2節第2 5(1)を準用するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 自衛隊の災害派遣 県(危機管理総室)は、道路災害が発生し、必要があると認めるときは、「一般災害対策編第3章第8節 自衛隊災害派遣」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5 危険物の流出に対する応急対策 (略)「事故対策編第6章 危険物等災害対策計画」の定めにより、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。</p> <p>第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧 1 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第7 災害広報 (略)「一般災害対策編第3章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。(略)</p>	<p>4 相互応援協力 (略) (2) 県のとるべき措置 このことについては、「第2章第2節第2 5(1)」を準用するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 自衛隊の災害派遣 県(危機管理総室)は、道路災害が発生し、必要があると認めるときは、「一般災害対策編第3章第8節」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5 危険物の流出に対する応急対策 (略)「第6章 危険物等災害対策計画」の定めにより、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。</p> <p>第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧 1 道路管理者は、道路啓開等を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第7 災害広報 (略)「一般災害対策編第3章第6節」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。(略)</p>	<p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と表記の統一のため</p> <p>表記の統一のため</p> <p>防災基本計画の修正による</p> <p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と表記の統一のため</p>

現行	修正案	修正理由
<p>第3節 道路災害復旧対策計画 (略)</p> <p>第2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第4章 災害復旧計画」の定めによるものとする。</p>	<p>第3節 道路災害復旧対策計画 (略)</p> <p>第2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第4章」の定めによるものとする。</p>	<p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と 表記の統一のため</p>

現行

修正案

修正理由

第6章 危険物等災害対策計画

この計画は、危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする

ただし、海上への危険物等の流出等による災害対策については、「第2章 海上災害対策計画」、原子力発電所における放射性物質の大量放出により 生ずる 災害対策については、「原子力災害対策編」、石油コンビナート等特別防災区域における災害対策については、「福島県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによるものとする

第6章 危険物等災害対策計画

この計画は、危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする

ただし、海上への危険物等の流出等による災害対策については、「第2章 海上災害対策計画」、原子力発電所における放射性物質の大量放出により 生じる 災害対策については、「原子力災害対策編」、石油コンビナート等特別防災区域における災害対策については、「福島県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによるものとする

防災基本計画の修正による

第1節 危険物等災害予防対策

(略)

第2 危険物等施設の安全性の確保

(略)

1 危険物

(1) 事業者のとりべき措置

事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編第2章第18節第1 危険物施設災害予防対策」に基づき、(略)

第1節 危険物等災害予防対策

(略)

第2 危険物等施設の安全性の確保

(略)

1 危険物

(1) 事業者のとりべき措置

事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編第2章第18節第1 _____」に基づき、(略)

福島県地域防災計画
(一般災害対策編)と
表記の統一のため

現行	修正案	修正理由
<p>(略)</p> <p>2 高圧ガス</p> <p>(1) 事業者のとりべき措置</p> <p>事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編第2章第18節第3 高圧ガス施設災害予防対策」に基づき、(略)</p> <p>(略)</p> <p>3 毒物・劇物</p> <p>(1) 事業者のとりべき措置</p> <p>事業者は、毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編第2章第18節第4 毒物・劇物施設災害予防対策」に基づき、(略)</p> <p>4 火薬類</p> <p>(1) 事業者のとりべき措置</p> <p>事業者は、火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編第2章第18節第2 火薬類施設災害予防対策」に基づき、(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 高圧ガス</p> <p>(1) 事業者のとりべき措置</p> <p>事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編第2章第18節第3」に基づき、(略)</p> <p>(略)</p> <p>3 毒物・劇物</p> <p>(1) 事業者のとりべき措置</p> <p>事業者は、毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編第2章第18節第4」に基づき、(略)</p> <p>4 火薬類</p> <p>(1) 事業者のとりべき措置</p> <p>事業者は、火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編第2章第18節第2」に基づき、(略)</p> <p>(略)</p>	<p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と 表記の統一のため</p>
<p>第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>1 防災情報通信網等の整備</p> <p>(1) このことについては、第2章第1節第2 1 (2)及び(3)を参照するものとする。</p> <p>2 応援協力体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)「一般災害対策編第2章第1節第5 応援協力体制」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>1 防災情報通信網等の整備</p> <p>(1) このことについては、「第2章第1節第2 1 (2)及び(3)」を参照するものとする。</p> <p>2 応援協力体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)「一般災害対策編第2章第1節第5」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>誤りの修正</p> <p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と 表記の統一のため</p>

現行	修正案	修正理由
<p>(略)</p> <p>4 消防力の強化</p> <p>(1) 事業者のとりべき措置</p> <p>危険物等災害による被害の拡大を最小限に留めるため、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄など資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、<u>平常時</u>から消防機関等との連携の強化をしておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 避難対策</p> <p>(略)「<u>一般災害対策編第2章第9節 避難対策</u>」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>7 防災訓練の実施</p> <p>県(危機管理総室、健康衛生総室)、市町村、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「<u>一般災害対策編第2章第14節 防災訓練</u>」の定めにより県、(略)</p> <p>(略)</p> <p>第2節 危険物等災害応急対策計画</p> <p>第1 災害情報の収集伝達</p> <p>(略)</p> <p>2 県及び警察本部のとりべき措置</p> <p>(1) (略)「<u>一般災害対策編第3章第3節 災害情報の収集伝達</u>」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 市町村及び防災関係機関のとりべき措置</p> <p>(1) 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「<u>一般災害対策編第3章第3節 災害情報の収集伝達</u>」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>4 消防力の強化</p> <p>(1) 事業者のとりべき措置</p> <p>危険物等災害による被害の拡大を最小限に留めるため、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄など資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、<u>平時</u>から消防機関等との連携の強化をしておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 避難対策</p> <p>(略)「<u>一般災害対策編第2章第9節</u>」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>7 防災訓練の実施</p> <p>県(危機管理総室、健康衛生総室)、市町村、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「<u>一般災害対策編第2章第14節</u>」の定めにより県、(略)</p> <p>(略)</p> <p>第2節 危険物等災害応急対策計画</p> <p>第1 災害情報の収集伝達</p> <p>(略)</p> <p>2 県及び警察本部のとりべき措置</p> <p>(1) (略)「<u>一般災害対策編第3章第3節</u>」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 市町村及び防災関係機関のとりべき措置</p> <p>(1) 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「<u>一般災害対策編第3章第3節</u>」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正による</p> <p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と表記の統一のため</p> <p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と表記の統一のため</p> <p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と表記の統一のため</p>

現行	修正案	修正理由
<p><u>達</u>」の定めにより実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>4 相互応援協力</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県のとるべき措置 このことについては、<u>第2章第2節第2 5(1)</u>を準用するものとする。</p> <p>(3) 市町村のとるべき措置 このことについては、<u>第2章第2節第2 5(2)</u>を準用するものとする。</p> <p>(4) 消防本部のとるべき措置 このことについては、<u>第2章第2節第2の5(3)</u>を準用するものとする。</p> <p>5 自衛隊の災害派遣 県(危機管理総室)は、大規模な危険物等災害が発生し、必要があると認めるときは、「<u>一般災害対策編第3章第8節自衛隊災害派遣</u>」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。</p> <p>第3 災害の拡大防止</p> <p>1 事業者のとるべき措置 (略)「<u>一般災害対策編第3章第24節危険物施設災害応急対策</u>」の定めにより、的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。</p>	<p><u>」</u>の定めにより実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>4 相互応援協力</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県のとるべき措置 このことについては、「<u>第2章第2節第2 5(1)</u>」を準用するものとする。</p> <p>(3) 市町村のとるべき措置 このことについては、「<u>第2章第2節第2 5(2)</u>」を準用するものとする。</p> <p>(4) 消防本部のとるべき措置 このことについては、「<u>第2章第2節第2の5(3)</u>」を準用するものとする。</p> <p>5 自衛隊の災害派遣 県(危機管理総室)は、大規模な危険物等災害が発生し、必要があると認めるときは、「<u>一般災害対策編第3章第8節</u> <u>」</u>の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。</p> <p>第3 災害の拡大防止</p> <p>1 事業者のとるべき措置 (略)「<u>一般災害対策編第3章第24節</u> <u>」</u>の定めにより、的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。</p>	<p>誤りの修正</p> <p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と 表記の統一のため</p> <p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と 表記の統一のため</p>

現行	修正案	修正理由
<p>2 県、市町村、消防機関等のとるべき措置 県（危機管理総室、健康衛生総室）、市町村、消防機関等は、関係法及び「一般災害対策編第3章第24節 危険物施設災害応急対策」の定めにより、（略）</p> <p>第4 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動 1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動 (1) 市町村は、「一般災害対策編第3章第7節 救助・救急」及び「同章第11節 医療（助産）救護」の定めにより、（略） (3) 警察本部は、「一般災害対策編第3章第13節 災害警備活動及び交通規制措置」に基づき、（略） （略）</p> <p>第7 避難誘導 1 市町村等のとるべき措置 「一般災害対策編第3章第9節 避難」の定めにより、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずるものとする。 2 要配慮者対策 （略）「一般災害対策編第3章第9節 避難」及び「同章第22節 要配慮者対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第8 災害広報 （略）「一般災害対策編第3章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。 （略）</p>	<p>2 県、市町村、消防機関等のとるべき措置 県（危機管理総室、健康衛生総室）、市町村、消防機関等は、関係法及び「一般災害対策編第3章第24節」の定めにより、（略）</p> <p>第4 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動 1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動 (1) 市町村は、「一般災害対策編第3章第7節」及び「同章第11節」の定めにより、（略） (3) 警察本部は、「一般災害対策編第3章第13節」に基づき、（略） （略）</p> <p>第7 避難誘導 1 市町村等のとるべき措置 「一般災害対策編第3章第9節」の定めにより、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずるものとする。 2 要配慮者対策 （略）「一般災害対策編第3章第9節」及び「同章第22節」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第8 災害広報 （略）「一般災害対策編第3章第6節」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。 （略）</p>	<p>福島県地域防災計画 （一般災害対策編）と表記の統一のため</p> <p>福島県地域防災計画 （一般災害対策編）と表記の統一のため</p> <p>福島県地域防災計画 （一般災害対策編）と表記の統一のため</p> <p>福島県地域防災計画 （一般災害対策編）と表記の統一のため</p>

現行

修正案

修正理由

<p>第3節 危険物等災害復旧対策計画</p> <p>復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編第4章 災害復旧計画」の定めによるものとする。</p>	<p>第3節 危険物等災害復旧対策計画</p> <p>復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編第4章」の定めによるものとする。</p>	<p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と 表記の統一のため</p>
--	---	--

現行	修正案	修正理由
<p>第7章 大規模な火事災害対策計画</p> <p>第1節 大規模な火事災害予防対策</p> <p>第1 災害に強いまちづくりの形成 (略)</p> <p>2 火災に対する建築物の安全化 (略)</p> <p>(2) 建築物の防火管理体制 (略) 消防本部は、「一般災害対策編第2章第5節第3 3 防火管理者制度の効果的活用」に基づき、(略)</p> <p>(3) 建築物の安全対策の推進</p> <p>ア 県(建築総室)及び市町村は、「一般災害対策編第2 章第6節第2 特殊建築物、建築設備の防災対策」に基づき、(略)</p> <p>(略)</p> <p>第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略)</p> <p>6 防災訓練の実施</p> <p>県(危機管理総室)、市町村、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編第2章第14節 防災訓練」の定めにより県、(略)</p> <p>(略)</p> <p>第2節 大規模な火事災害応急対策計画</p> <p>第1 災害情報の収集伝達</p> <p>1 県及び警察本部のとるべき措置</p> <p>(1) (略)「一般災害対策編第3章第3節 災害情報の収集 伝達」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第7章 大規模な火事災害対策計画</p> <p>第1節 大規模な火事災害予防対策</p> <p>第1 災害に強いまちづくりの形成 (略)</p> <p>2 火災に対する建築物の安全化 (略)</p> <p>(2) 建築物の防火管理体制 (略) 消防本部は、「一般災害対策編第2章第5節第3 3」に基づき、(略)</p> <p>(3) 建築物の安全対策の推進</p> <p>ア 県(建築総室)及び市町村は、「一般災害対策編第2 章第6節第2」に基づき、(略)</p> <p>(略)</p> <p>第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略)</p> <p>6 防災訓練の実施</p> <p>県(危機管理総室)、市町村、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編第2章第14節 」の定めにより県、(略)</p> <p>(略)</p> <p>第2節 大規模な火事災害応急対策計画</p> <p>第1 災害情報の収集伝達</p> <p>1 県及び警察本部のとるべき措置</p> <p>(1) (略)「一般災害対策編第3章第3節 」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と 表記の統一のため</p> <p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と 表記の統一のため</p> <p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と 表記の統一のため</p>

現行	修正案	修正理由
<p>2 市町村及び防災関係機関のとりべき措置</p> <p>(1) (略)「<u>一般災害対策編第3章第3節 災害情報の収集伝達</u>」の定めにより実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>4 自衛隊の災害派遣</p> <p>(略)「<u>一般災害対策編第3章第8節 自衛隊災害派遣</u>」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第6 災害広報</p> <p>(略)「<u>一般災害対策編第3章第6節 災害広報</u>」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。(略)</p> <p>第3節 大規模な火事災害復旧対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第2 (略)「<u>一般災害対策編第4章 災害復旧計画</u>」の定めによるものとする。</p>	<p>2 市町村及び防災関係機関のとりべき措置</p> <p>(1) (略)「<u>一般災害対策編第3章第3節</u>」の定めにより実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>4 自衛隊の災害派遣</p> <p>(略)「<u>一般災害対策編第3章第8節</u>」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第6 災害広報</p> <p>(略)「<u>一般災害対策編第3章第6節</u>」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。(略)</p> <p>第3節 大規模な火事災害復旧対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第2 (略)「<u>一般災害対策編第4章</u>」の定めによるものとする。</p>	<p>福島県地域防災計画</p> <p>(一般災害対策編)と表記の統一のため</p>

現行	修正案	修正理由
<p>第8章 林野火災対策計画</p> <p>第1節 林野火災予防対策計画</p> <p>第1 林野火災の特性</p> <p>林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から<u>生ずる</u>初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。</p> <p>第2 林野火災に強い地域づくり</p> <p>(略)</p> <p><u>3 県（危機管理総室、森林林業総室）及び市町村は、警報発表等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行うものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p>第8章 林野火災対策計画</p> <p>第1節 林野火災予防対策計画</p> <p>第1 林野火災の特性</p> <p>林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から<u>生じる</u>初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。</p> <p>第2 林野火災に強い地域づくり</p> <p>(略)</p> <p><u>3 市町村は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。</u></p> <p><u>4 市町村は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正による</p> <p>防災基本計画の修正による</p>

現行

修正案

修正理由

(新設)

ウ 県（危機管理総室）は、「林野火災用消防資機材の保管及び使用に関する協定」に基づき、陸上自衛隊福島駐屯地及び陸上自衛隊郡山駐屯地に保管するとともに、市町村及び自衛隊等が、林野火災用消防資機材の迅速かつ的確な操作をすることができるよう、訓練又は講習会等を開催するものとする。

(略)

(3) 関東森林管理局のとりべき措置

(略)

ウ 森林火災の発生に備え、消火用器具及び空中消火資機材の整備に努めるものとする。

(新設)

(略)

エ 県（危機管理総室）は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。

オ 県（危機管理総室）は、「林野火災用消防資機材の保管及び使用に関する協定」に基づき、林野火災用消防資機材を陸上自衛隊福島駐屯地及び陸上自衛隊郡山駐屯地に保管するとともに、市町村及び自衛隊等が、林野火災用消防資機材の迅速かつ的確な操作をすることができるよう、訓練又は講習会等を開催するものとする。

(略)

(3) 関東森林管理局のとりべき措置

(略)

ウ 森林火災の発生に備え、消火用器具及び 消火資機材の整備に努めるものとする。

(4) 消防機関のとりべき措置

ア 林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下を想定した飛び火警戒要領等の策定を行い、効果的な消火活動体制の整備に努めるものとする。

イ 悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等に努めるものとする。

(略)

防災基本計画の修正による

現行	修正案	修正理由
<p>(略)</p> <p>2 市町村及び防災関係機関のとりべき措置</p> <p>(1) 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「<u>一般災害対策編第3章第3節 災害情報の収集伝達</u>」の定めにより実施するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <hr/> <p>(略)</p> <p>(3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置</p> <p>災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置については、「<u>一般災害対策編第3章第1節 応急活動体制</u>」の定めによるものとする。</p> <p>第2 活動体制の確立</p> <p>1 県の活動体制</p> <p><u>(新設)</u></p> <hr/> <p><u>(1) 災害対策本部の設置前</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(2) 災害対策本部</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 市町村及び防災関係機関のとりべき措置</p> <p>(1) 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「<u>一般災害対策編第3章第3節</u>」の定めにより実施するものとする。</p> <p><u>また、消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置</p> <p>災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置については、「<u>一般災害対策編第3章第1節</u>」の定めによるものとする。</p> <p>第2 活動体制の確立</p> <p>1 県の活動体制</p> <p><u>(1) 全般事項</u></p> <p><u>県（危機管理総室）は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 災害対策本部の設置前</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 災害対策本部</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部</u></p> <p>(略)</p>	<p>福島県地域防災計画 （一般災害対策編）と 表記の統一のため</p> <p>防災基本計画の修正による</p>

現行	修正案	修正理由
<p>(2) (略) 「<u>一般災害対策編第3章第5節 相互応援協力</u>」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(略)</p> <p>5 自衛隊の災害派遣 (略) 「<u>一般災害対策編第3章第8節 自衛隊の災害派遣</u>」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するとともに、県が保有する林野火災用消防資機材を派遣部隊に貸与するものとする。</p> <p>第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動 (略)</p> <p>2 消火活動 <u>(新設)</u></p> <hr/> <p>(1) (略)</p>	<p>(3) (略) 「<u>一般災害対策編第3章第5節</u>」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 自衛隊の災害派遣 (略) 「<u>一般災害対策編第3章第8節</u>」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するとともに、県が保有する林野火災用消防資機材を派遣部隊に貸与するものとする。</p> <p>第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動 (略)</p> <p>2 消火活動 <u>(1) 消防機関等は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編) と 表記の統一のため</p> <p>防災基本計画の修正による</p> <p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編) と 表記の統一のため</p> <p>防災基本計画の修正による</p>

現行

修正案

修正理由

<p>(2) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、<u>迅速に消火活動を行うものとする。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <hr/> <hr/> <p>(5) (略)</p> <p>(略)</p> <p>第6 災害広報</p> <p>(略)「<u>一般災害対策編第3章第6節 災害広報</u>」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 林野火災復旧対策計画</p> <p>第1 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「<u>一般災害対策編第4章 災害復旧計画</u>」の定めによるものとする。</p>	<p>(3) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、<u>消防計画、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行うものとする。また、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>消防機関等は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(略)</p> <p>第6 災害広報</p> <p>(略)「<u>一般災害対策編第3章第6節</u>」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 林野火災復旧対策計画</p> <p>第1 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「<u>一般災害対策編第4章</u>」の定めによるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正による</p> <p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と表記の統一のため</p> <p>福島県地域防災計画 (一般災害対策編)と表記の統一のため</p>
---	--	---